

新潟県でしいたけの生産販売等を営む申立会社について、しいたけ生産に用いるオガ粉を放射性物質による汚染を懸念して平成24年途中から他の産地のものに切り替えたことに伴うオガ粉購入費用増加分等の追加的費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

（損害項目）

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ア 営業損害（下記期間に支払われた追加的費用）          | 736,000円 |
| （期間 自 平成24年4月1日<br>至 平成24年11月末日） |          |
| イ 検査費用（平成24年7月〇日実施の放射能検査分）       | 63,000円  |

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、合計金799,000円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月30日

（仲介委員 増澤博和）